

走島の研究 (I)

——村上家 (旧庄屋) の没落と階層の再編成について——

吉 田 正

A Study of Hashiri-Island (I)

Tadashi YOSHIDA

1

近年の我国の一般的傾向として、都市の過密化と農山村の過疎化の現象が認められる。瀬戸内海に散在する島々の漁村に於ても、離島の不利な生活条件に加えて、瀬戸内海沿岸から排出される汚水による海水汚染、赤潮の発生など公害が漁業不振を招き、漁業を廃業する者も多く、概して過疎の様相を呈していると云えるのであるが、走島に関する限りその傾向が見られない。

走島の人口は、1,639人、378世帯 (昭和46年3月現在) であり、本浦、浦友、唐船の三集落を構成している。「沼隈郡誌」から走島の人口の推移を表示すると第1表になる。この表によれば、大正9年の人口、戸数は明治5年の夫れの3倍を既に越えていることがわかる。走島の漁業と農業は、耕地の狭少なことにもよると思われるが、現今も男女分業の慣行が強く残り、大正2年の統計によると専業漁家が172戸であるのに対して、専業農家はわずかに3戸を数えるにすぎない²⁾。したがって明治以後の戸数と人口の急激な増加は、とりもなおさず漁業専業者の増加を意味するのである。このことは漁業の生産手段である船数の増加によっても示されている (第2表)³⁾。

第1表 走島村の戸数と人口

年代	寛永8 1631	文化1 1804	文化12 1815	M5 1872	M21 1888	M31 1898	M40 1907	T1 1912	T9 1920	T10 1921
戸数	28	32	38	53	100	141	149	150	177	187
人口	147	177	212	324	517	625	778	886	1,003	986

第2表 牛と船の数

年代	寛永8 1631	文化12 1815	M32 1899	T10 1921
牛	9	32	20	35
船	8	23	—	132

走島の研究(I)

このように明治以後、漁村として急速に発展をとげた走島を研究するにあたって、この論文では次の三点を明らかにすることを試みた。第一に村上家（旧庄屋）の没落が、この発展の契機になっていること、第二に村上家没落の主な理由として、維新を経た全体社会と今だ旧体制を温存しようとした村上家に支配されるコミュニティとのズレ、葛藤の問題が考えられること、第三に土地台帳の記事をもとにして家系の階層を操作的に構築し、それによって村上家の没落と村落階層の再編成の過程を跡づけることである。

最後の点に関して、土地台帳の記事をそのまま漁村の階層の反映とみることについては、次のような若干の問題がある。1) 農村の地主—小作関係に対応して 漁村の網元—網子関係が階層構成の基本的要因と考えられるため、漁村の階層を知る手がかりを土地所有面積に求めることは不適当とも云える。2) 走島の土地が村人の生活と生産に対してもつ意味は地目によっても、時期によっても異なるために、一義的に土地所有と階層を結びつけることはできない。3) 土地台帳は個人の名義を明記して個人の所有権を保証するものであるから、実際には共有物であるものが一個人の名義で登記されたり、諸個人に分割して登記されることが起る。そして名義変更の登記をしない場合には死亡者も所有権を有するものとして扱われることになる。また走島の土地台帳に記載された者の生年は、ほとんどが文化文政から大正までの世代であり、しかも戸籍簿に記載されたこの時期までの世帯主数の約3分の1（ほとんどが長男）にあたるにすぎないことである。このような特徴をもつ土地台帳の記事をもとにして階層を知る手段にするためには、何らかの操作を加えねばならないことは明らかである。

これらの問題を解決するために、ここでは次の方法を取った。1) 大正2年に壺網漁業権をあらそって明確に階層対立を示した訴訟事件に 名前を連ねた者の大正期の三時点（T2、T10、T14）の平均土地所有高に適合させて階層を区分したこと、2) 階層設定のデータとする土地の地目を生産に関連する田畑に限定したこと、ならびに階層が土地に反映されやすい時期として、村上家が没落して走島の土地が買手市場になる大正期をとること、3) 同一家系に属する者の土地所有高を合計して家系の階層を設定し、土地台帳に名義のない者をもその階層に属するものとしたことである。

この論文の中心課題は、常に文献資料の乏しい漁村研究に対して、土地台帳の記録がどの程度有効に働き得るかを試すことである。

2

土地台帳は、明治22年土地台帳規則によって設けられることになり、この地域の登記所は明治23年に福山区裁判所轄出張所に設置され、翌年開庁しているので、走島村の土地台帳の記載は明治24年から始まる。第3表は、明治24年現在村上家（旧庄屋）が所有した土地の全体に対する割合を示したものである。

村上家は代々太才治を襲名して走島村の庄屋を勤めてきた。明治以後も10代目太才治（久夫、嘉永4、1851年生）は戸長村長を歴任して大正2年引退している。村上家の家格は、村内に比肩する者なく、村人は村上家に対して自らを（殿上に対する）“地下^{じげ}の者”と呼んでその階層の相違を云いあらわしている。それはまた村上家の縁組みが、村外の有力者に多く求められていることでも示されている。文化文政期以後の姻戚関係をみると、村上家への養子件数3件のすべて、婚入件数8件のうち5件（残り3件は不明）、婚出件数3件のすべてが村外者との縁組み

吉 田 正

第3表 明治24年地目別土地所有高と割合

(単位：町反畝歩，％)

所有者	地 目	畑	田	宅 地	山 林	そ の 他	(合 計)
村 上 家	A I	3236.23 (67.4)	198.23 (84.3)	192.19 (53.6)	5162.25 (49.7)	23.08 (3.4)	8814.08 (53.6)
村	F I	7.27 (0.2)		15.25 (4.2)			23.22 (0.1)
外	F II	15.11 (0.3)	2.06 (0.9)	1.11 (0.3)			18.28 (0.1)
者	F III	470.27 (9.8)		76.00 (21.2)	4868.10 (46.9)		5415.07 (32.9)
その他村人	86名	1034.05 (21.5)	29.21 (12.3)	69.20 (19.3)	164.09 (1.6)	46.23 (6.9)	1344.18 (8.2)
共 有 地		39.23 (0.8)	5.03 (2.1)	3.12 (0.8)	189.11 (1.8)	129.05 (19.3)	366.24 (2.2)
官 有 地						469.19 (70.2)	469.19 (2.9)
(合 計)		4804.26 (100)	235.23 (100)	358.27 (100)	10384.25 (100)	668.25 (100)	16453.06 (100)

である。このことから村上家は村を越えたレベルの階層を形成していたと考えられるが、第3表に示した土地所有率もそれを明示している。F I、F IIは太才治の娘の嫁ぎ先きであり、F IIIは村外有力者である。明治24年土地台帳に記載されたその他の村人の人数は86名、その総土地所有率はわずかに8％にすぎないのに対して、村上家は54％、村外者は33％である。田畑に限りてその所有率をみれば、17％、76％、6％、となり約8割が村上家とそれにつながる村外者によって占められているのである。村上家が明治39年までこれらの村外者に優先的に土地を手離し、あるいは買いもどしている点から推測すれば、村上家が土地を手離し始めたのは明治10年代であり、明治6年地租改正法が公布されて、しだいに地券が交布されてゆく段階では、官有地共有地以外の走島の大部分の土地が村上太才治の名義になっていたものと思われる。

第4表は村上家が明治24年以後に土地を手離してゆく過程を5年毎に地目別に集計したものである。これによれば、およそ10年毎に地目の異なる土地が一举に手離されていることがわかる。明治24年から10年間の土地所有権移動は微々たるもので、村上家がまだ安泰であったこと

第4表 村上家所有地の減少過程

(単位：町反畝歩，％)

年代 地目	M24～	M28～	M33～	M38～	M43～	T 4～	T 9～	T14～	S 5～	S10～	S15 ～19	合 計
畑	41.14 (1.1)	4.16 (1.1)	131.03 (3.5)	13.01 (0.4)	65.28 (1.7)	0.02 (0)	855.15 (22.9)	290.22 (7.8)	1958.21 (52.3)	315.23 (8.4)	89.09 (2.4)	3766.03 (100)
田	2.29 (1.0)		17.03 (8.1)		137.05 (65.6)		6.19 (2.9)		46.08 (22.0)	1.15 (0.5)		211.19 (100)
宅 地	1.08 (0.6)	0.28 (0.5)	76.14 (36.4)	9.12 (4.3)	+19.28 (+9.1)	6.28 (2.9)	8.01 (3.8)	8.03 (3.8)	55.29 (26.3)	48.16 (23.0)	15.04 (7.2)	210.25 (100)
山 林							2175.02 (95.5)		77.22 (3.4)	20.00 (0.9)	6.20 (0.3)	2279.14 (100)

走島の研究(I)

を物語っている。明治33年から10年間には宅地の約40%が売買され、その主な買い手は村外者FⅠ、FⅡ、FⅢである。これは借地料を取るための投機の対象となったものと思われる。明治43年から10年間の特徴は、田の約65%が売買され、その買い手はすべて村民であることである⁶⁾。水田は島全体で2町歩余りしかなく、島民の飯米さえまかなえない状態であったから、最も価値ある地目であったと云える。大正9年以後の10年間の特徴は、土地台帳に所有権移転あるいは単に名義のみが記載されて所有権移動の理由が明らかでないものが多く各地目にわたってあらわれてくることである。山林は燃料の供給源として村人の生活に欠かせないものである。これが村の金融業者の手に渡ることになったとき、村人は村上家がそれまで大目にみてきた山林の利用を、彼が完全に拒絶するであろうことを心配し、彼を説得した結果、この時期に山林の95%が走島村と走島漁業組合に譲り渡され共有林となったのである。昭和5年以後の10年間は、まだ半分近く残っていた農地と宅地のほとんどを売り払っている。昭和15年以後は残りの若干の土地を順次処分して、昭和27年に村上家はこの島を出たのである。

以上は土地台帳にあらわれた村上家の没落過程であるが、それと平行して進んだと思われる村落階層の再編成の時期はどこに求めればよいかを次に検討したい。第5表は土地台帳に売買と明記してあるものについて、売り手が村上家の場合と村人の場合を件数で、大正期を中心に

第5表 土地売買件数

年 代	M24 ~27	M28 ~32	M33 ~37	M38 ~42	M43	44	T 1	2	3	4	5	6	7	8	9
村 上 家	13	12	79	15	60			36		1	1	2			8
村 人	17	13	9	8	11	4	2	28		24	21	32	10	9	8

10	11	12	13	14	S 1	2	3	4	S 5 ~9	S 10 ~14	S 15 ~19	S 20 ~24	S 25 ~29	S 30 ~34	S 35 ~39	S 40 ~44	合 計
1	13	6	3	2	3	2	0	32	287	28	1						551
4	7	5	6	3	8	2	3	17	117	46	120	8	5	10	22	18	597

して対照したものである。村上家の売買件数が大正2年から昭和4年にかけて極めて少なくなって谷を形成しているのに対して、村人間の夫れはこの期間に一挙に増加して山をなしているのがわかる。このことは村上家に依存することなしに、村人の間で自由に土地集積が行なわれたことを意味すると考えて、この時期に村落階層の再編成の出発点を求めたい。ここに村上家の没落を決定的にし、村人間に明確な階層の対立を示した訴訟事件があった。明治43年村長村上太才治は事業に失敗して、莫大な負債を村の起債でまかなおうとしたが、村議会で反対する者があり、太才治個人の借財として支払わねばならないことになった。太才治はそのため田畑を売払い、壺網漁業権を5ヶ年契約で35人の漁師に売渡した。大正2年彼等による壺網漁業権の独占に反対して14名の漁師が連帯して訴訟を起し、連帯側の要求を全面的に認めた郡長の仲裁を双方が受け入れることになった。連帯側は訴訟に勝ったが、網を持たなかったために数人が組んで網を借りる「連帯借り」で漁をするものがあらわれた。この訴訟は、従来人々が自

明としてきた地先き漁場に対する村上家の権利を無効にするものであった。ここに村上太才治は、大正2年を以て村長の職を辞し、代々続いた村上家の走島支配が終ったのである。そして村落階層の再編成は、この時点から拾数年間にわたって行なわれたものと考えられるのである。

3

村上家は、元和9年(1623)走島村が創設されて以来、代々走島他二島を支配する云わば領主であった。走島の人々は、現在では漁業組合長のポストを獲得することを“天下を取る”という言葉で云い表わしているが、それは没落以前の村上家の地位に類比したものと思われる。このような権力をもった村上家がなぜ大正時代に没落したか、その原因を追求することは、大きな研究課題であって種々の観点から論じられるであろうが、ここでは一つの観点の可能性を提出するにとどめたい。それは村上家の没落を全体社会の変動(明治維新)の一環とみるものである。全体社会の変動の要因として、蔵内博士は集団の時間志向性によって「前集団、現(役割)集団、後集団」という三種の集団を区別している。この概念を用いてこの観点を述べれば次のようになる。明治期の村上家ならびに走島村は、旧来の支配体制を保存しつつ、新政府の推進する諸制度の改革を単に受容しているにすぎない前集団であった。そしてこの前集団に内在する矛盾に抗しきれなくなって村上家は没落し、走島村に約半世紀おくれで新たな役割集団への変革期が始まったと解するのである。

明治期に於て村上家の支配する走島村が前集団の性格を帯びたコミュニティであったことは、幕藩体制下に於ては藩の全体性を維持する機能を果す役割集団の意味をもっていたと考えられるのである。このような観点から次に没落以前の村上家とそれを取りまく社会的状況について論述しておきたい。

元和5年(1618)福山藩が創設された当時、走島村は無人島であった。初代藩主水野勝成は、この島に居住して海難救助の任にあたる者を高礼を立てて募集した。村上太郎兵衛義隆と云う者、琴平参詣の帰途にあって之を見、願ひ出たところ走島他二島を拝領し、家来4名をひきつれて移住開拓した。これが元和9年(1623)のことと伝えられている。この当時の状況は、後に庄屋村上太才治が阿部正倫へ差出した「先祖覚書略」(安永4年, 1775)によって窺い知ることができる。⁸⁾それによると先ず村上家の身分について、郷士の待遇をうけていたことがわかる。勝成が太郎兵衛に家臣への取り立てを申し出たところ、太郎兵衛は之を堅く辞した模様が、「今少し休息仕度と願ひしに、必ず武気を捨て間敷、浪人格を立てよとのことにて、先格通り郷士にて御用相勤め候」と記されている。次に貢租については「43年間無年貢、冥加の程も恐ろしく願出で少々畝高相附なされ候。併し私家3軒と家来9人の属舗は御免租、又諸役御免と仰付られ候」とある。「諸割符高帳」(元禄10年, 1697)によれば、⁹⁾走島村は痛み村として、城下八ヶ郷と水主浦とともに引村に数えられ、引村高41石3斗5升8合となっているから、水野時代には無税に近かったものと考えられる。元禄11年(1698)水野家が絶家となり、翌年幕府は岡山藩池田綱宗に命じて検地を行なわせた。この時村上家は検地に反対して岡山藩へ掛合いに行ったことが次のように記されている。「水野家絶家となり、備前より検地の際、当島は私拝領の地故、御竿は受けまじと岡山へ直に願出でしに、大公儀の命令なれば致し方なしとて竿入あり。御高も増し、人も多くなりて困究となる。よって鯛網、鯨網の漁簞を致し、松葉かき、塩浜へ売出し、漸く渡世致候」この元禄検地によって走島村の村高は60石6斗3升8合と定め

られた。

ここで考察すべきことは、福山藩が無人の走島に武装開拓者集団とも云わるべき村上家とその家来を居住させた理由は何かと云う問題である。水野時代には地方知行制が行なわれており、特殊な場合にはその知行地に在郷する侍もいたと考えられているが、¹⁰⁾村上家も走島二島を拝領する郷士として、これに類する待遇を受けていたものと思われる。水野勝成は走島の居住者の資格(身分)を吟味し、領地を与え、年貢を取らなかった。これほどの配慮をしてまで走島を無住にしておけなかった理由は、単なる開拓や海難救助のためではなく、領内制海権の確保と云う軍事的目的以外に考えられない。江戸時代元禄以前には、いまだ戦国時代の天下はもしまわりの意識が残っており、各藩は臨戦体制を解くことはなかった。この時代には各藩が相対的にではあっても、諸側面の全体的統一性を志向していたと云えるから、それぞれが全体社会の様相を呈していたと考えられる。そこで走島の軍事的価値は、この全体性の確保と云う点から説明できる。もし走島が無人なるが故に容易に攻略されるなら、攻むるに難い城砦を提供することになり、福山藩の通商貿易の拠点たる瀬はたちまち危機に瀕すること明白である。これが福山藩の全体性を維持する軍事的機能を担当する役割集団の性格の強いコミュニティとして、走島村が創設されたと考える理由である。

福山藩水野家10万石は元禄11年(1698)絶家となり、その時の没収高は13万2千8百余石であった。元禄12年の検地では、それに検地による打出し分を加えて幕府は総高15万余石と査定し、笠岡など備前よりの5郡99ヶ村5万石分を天領として割愛し、残り6郡145ヶ村10万石を藩領と決定した。水野時代には福山藩領内の海沿いの島浦27ヶ町村が水主浦と定められ、延宝3年(1675)には水主役家1201軒と746艘の船数が記録されている。¹¹⁾この時の走島村の出役員数は5人、船数5艘である。ところが元禄検地によってこのうちの723軒(62%)が天領に含められたため、松平・阿部時代には藩の御用を果すために、数字の上では、従来の約3倍の負担が残りの水主浦に課せられたことになる。享保8年(1723)には、「郡中役目除高定」が定められ、¹²⁾従来諸役諸掛りを免除されていた走島村が役目村に加えられることになった。

元禄以後、幕藩体制が幕府の圧倒的な統制力のもとに安定するとともに、各藩の独立性は相対的に弱められたと云えるが、それだけ走島村は、危機に対する軍事的役目よりも平時に於る貢納の義務の方が強化されると云う変化があったと考えられる。福山藩は元禄検地によって5万石けずられた上に、阿部家の当主が次々に幕府の要職に抜擢され、江戸藩邸の出費がかさみ¹³⁾厳しい租税の取立を行なった。そのために領内各地に百姓一揆が頻発したが、走島には起らなかった。この点もまた走島村が、自然発生的なコミュニティとは違って役割集団の組織的な性格を残していたためとも考えられるのである。

4

明治維新は、幕藩体制のもとにあった諸集団に時間的性格の変更をもたらした。明治新政府の要職を占めた薩長土肥を中心とする高級官僚は、かつては幕藩体制を批判して結集した後集団であったが、今や革新的性格を保持しつつ、日本全国規模に拡大した全体社会に対応する諸制度を制定し実施する役割集団となった。これに対して福山藩との関係に於て役割集団の性格を帯びていた走島村は、村上家支配の旧体制のまま残った。新政府の断行する諸制度の改革によって構成される走島村の諸集団諸組織の役職は、村上家を頂点とする旧階層をそのまま反映

するものにすぎなかった。吾々はこのことを走島村の前集团的な性格と云うわけである。そして村上家を没落させ、新しいものに対する旧いものの優位の関係を逆転させる契機となったものに、全体社会レベルで行なわれた土地制度と租税制度の改革を見出すのである。

明治6年制定された地租改正法は、農産物の取れ高に対して税率を査定すると云う従来の方法を廃して、地価を定めて地租を金納させると云うものであるが、これは単に税制の改革に止まらず、土地制度の根本的変革を意味した。通例土地所有権の二類型として、ローマ法型とゲルマン法型が対比されるが、地租改正法は前者を志向するものである。ローマ法型の所有権は、所有者が所有物を自由に処分しうる権能、すなわち私的所有権の絶対性を国家が保障するものである。地主の小作人に対する専制的な関係や土地投機の現象などは、この所有権に帰因するものである。これに対してゲルマン法型の所有権は、所有権の相対性を特徴とし、土地はヒエラルヒーをなす複数の支配者に重疊的に帰属するのである。この型の典型的な事例は、封建的社会体制下の土地制度にみられる。

地租改正法は、地券を発行して地価を定め、その所有権を保障するとともにその納税義務者を確定した。ここで問題は、幕藩体制下に於ては一定の土地に複数の所有権者が認められるわけであるが、そのうちの誰れに地券を発行し絶対的所有権を認めるかである。当時、私的土地所有権の観念は下層農民にはなきも同然であったから、納税義務を恐れて辞退する者も多く、当然の如く有力者の所有に帰する場合が多かった。走島村の場合、いま地券を見ることはできないが、明治期の村上家の強大な権力、走島他二島は村上家の拝領地であるとみる人々の意識、そして明治24年現在の村上家の土地所有面積などを考え合わせれば、走島の官有地を除いた大部分の土地が村上太才治の名義になったものと推察できる。

ローマ法型の土地所有権は一般に大土地所有者に有利であるにもかかわらず、村上家はなぜ没落したのか。この問題に対して、ここでは前集団に内在する矛盾によるとして捉えるわけであるが、その意味することは次の事柄である。第一に村上家は走島の頭領として村人を庇護し、伝統的な慣行を遵守させる立場を捨て切れず、絶対的私的所有権を村人行使することができなかったことである。太才治は法的に土地所有権者となっても、合理的契約関係に基づいて小作料を徴収しうる地主にはなれなかったと考えられる。第二に村上太才治は走島の領主の地位から単なる行政上の一官吏（戸長、村長）の地位におとしめられ、かつて村人を動員して水主役を果たしたのに対して、今や走島の地租の大部分を太才治個人として、しかも金納しなければならなかったことである。村上家が現金収入を得るために取った方策は、1) 漁業その他の事業を起すこと、2) 地先き漁場の使用料を取ること、3) 小作料を取ること、4) 土地を売却することである。このいずれの方策もゆきづまり、当時の走島の社会的状況では大土地所有は不可能であることを示した。

村上家が没落して土地が小規模漁家経営者の手に渡り、走島の地租は村人に担われることになった。村上家は旧体制を温存したために、全体社会の新体制の勢いに圧倒され、崩壊したと解せるならば、吾々は村上家の没落を明治維新のコミュニティレベルへの浸透の一つのケースとして理解できると思う。

5

走島村の階層の再編成は、村上家の没落と漁業の振興によるものである。漁業の振興は全体

走島の研究(Ⅰ)

第6表 総合家系の耕地所有高と階層

(単位:町反畝歩)

年 代 家系番号	M 24	T 2	T 10	T 14	S 15	S 25	大正期 平 均 (畝)	階 層
A I	3425.05	3831.26	4513.09	2153.11	37.29	4.12	3499	Ⅲ-2
A II	27.14	48.25	51.05	77.20	281.28	317.07	59	Ⅲ-1
A III	92.22	168.06	129.17	146.13	121.06	162.00	148	Ⅲ-2
A IV	13.10	27.20	27.20	30.11	67.15	62.26	28	Ⅱ-1
A V	21.00	30.03	27.02	32.22	15.01	26.07	29	Ⅱ-1
A VI	40.01	60.11	88.28	137.10	171.03	158.10	95	Ⅲ-1
A VII	31.27	55.15	77.05	76.15	74.03	127.27	69	Ⅲ-1
A VIII					44.28	44.28	0	I-1
A IX	42.24	71.05	76.15	74.08	84.01	81.23	73	Ⅲ-1
A X		20.24	28.17	49.20	214.19	201.13	33	Ⅱ-2
A X I	46.08	43.04	43.04	33.00	27.19	27.19	39	Ⅱ-2
A X II		17.28	17.28	17.28	24.27	43.13	17	Ⅱ-1
A X III	4.01	6.28	6.28	6.28	6.28	26.11	6	I-2
A X IV	1.17	1.17	1.17	1.17	5.02	12.10	1	I-1
A X V					17.09	19.20	0	I-1
A X VI	46.25	13.09	13.09	183.25	63.13	48.05	70	Ⅲ-1
A X VII	3.23	3.23	3.23	3.23		22.29	3	I-1
A X VIII	12.11	12.11	11.27	8.26		31.24	11	Ⅱ-1
A X IX	4.02						0	I-1
A X X	3.21				13.18	13.18	0	I-1
A X X I					28.11	33.18	0	I-1
B I	8.07	8.07	12.14	16.09	18.14	49.22	12	Ⅱ-1
B II	22.25	28.05	18.05	58.19	44.15	67.14	34	Ⅱ-2
B III	4.18	4.18	4.18	13.22	25.01	58.27	7	I-2
B IV	34.29	30.14	29.34	32.08	33.21	34.07	30	Ⅱ-2
B V			1.22	7.21	35.29	67.25	3	I-1
B VI						8.27	0	I-1
B VII					23.15	30.09	0	I-1
B VIII	75.09	54.03	48.26	48.27	640.18	94.13	48	Ⅱ-2
C I	18.04	43.00	31.28	33.13	105.20	80.24	36	Ⅱ-2
C II	19.28	26.18	28.05	32.22	43.21	78.20	29	Ⅱ-1
C III	15.08	15.08	17.15	15.18	44.20	38.17	16	Ⅱ-1
C IV	9.08	5.00		10.28	10.28	13.12	5	I-2
C V		4.16	4.16	4.16	7.12	8.28	4	I-1
C VI	16.26	16.26	19.13	15.12	41.04	81.16	17	Ⅱ-1
C VII	8.10	8.10	8.10	8.10	9.25	29.01	8	I-2
C VIII					2.20	2.20	0	I-1
C IX	39.19	57.08	61.18	73.15	155.21	182.12	64	Ⅲ-1
C X	1.21	1.21	1.21	3.04	16.20	27.23	1	I-1
C X I	8.07	2.19		18.19	45.26	39.16	7	I-2
C X II		4.10	4.10	4.10	79.25	116.03	4	I-1
C X III	2.07	4.08	2.01	4.20	31.21	46.23	3	I-1

吉 田 正

C X IV					3. 19	30. 00	0	I—1
C X V	15. 05	10. 16	10. 16	10. 16	11. 28	11. 27	10	II—1
C X VI				6. 15	18. 08	23. 08	2	I—1
C X VII	6. 04				24. 22	34. 22	0	I—1
D I	5. 26	76. 23	111. 21	133. 25	794. 10	589. 04	107	III—2
D II	11. 23	21. 08	24. 18	23. 01	20. 19	32. 07	22	II—1
D III		22. 22	22. 22	22. 19	65. 22	68. 14	22	II—1
D IV	45. 28	55. 21	19. 22	19. 22	25. 15	53. 02	31	II—2
D V	6. 00				22. 04	48. 26	0	I—1
E I	39. 00	50. 16	61. 24	63. 07	136. 00	149. 06	58	III—1
E II	15. 02	70. 06	45. 20	33. 07	48. 09	118. 02	49	II—2
E III			1. 10	1. 10	1. 10	46. 29	1	I—1
E IV		9. 00	9. 00	9. 00	11. 05	31. 09	9	I—2
E V	22. 08	27. 17	24. 23	22. 08	50. 27	95. 00	24	II—1
E VI					148. 01	75. 05	0	I—1
E VII	37. 07	24. 17	18. 12	33. 25	49. 29	62. 22	25	II—1
E VIII	9. 03	17. 00	17. 00	28. 17	12. 28	46. 05	20	II—1
F I	7. 27	5. 23	5. 23	34. 26			15	II—1
F II	17. 17	4. 04	2. 27	4. 05			3	I—1
F III	470. 27	510. 26	497. 08	643. 16	200. 13		550	III—2
F IV					141. 25	79. 28	0	
F V		41. 12	41. 12	41. 12	53. 23	70. 10	41	II—2
F VI				4. 01	3. 20	14. 03	1	I—1
F VII					6. 06		0	I—1
F VIII				47. 19	49. 09	87. 12	15	II—1
F IX				27. 17	67. 24	111. 24	9	I—2
F X					12. 06	13. 13	0	I—1
F X I				4. 28	157. 00	157. 00	1	I—1
F X II				2. 09	47. 18	48. 00	1	I—1

社会レベルへの市場の拡大に負う所が大きく、それは走島村が活路を漁業に見出し得たことの基礎的条件であった。全体社会レベルに拡大した市場に志向した漁家経営が走島に起ってくるのは、明治後年と思われる。その頃から大網の網元が次々にあらわれ、それぞれが初代となって自分の名前にちなんだ屋号、例えば勝屋（勝助、天保11、1840年生）、国屋（国太郎、安政2、1855年生）、徳助屋（徳助、明治7、1874年生）などを残している所より、その活躍した時代を知ることができるのである。彼等は、現代の当主の先々代にあたるが、多くは“越中から”（裸一貫からの意）身を起し、網元となり、一代で上位の階層に位置した者たちである。走島では網元が二代続くことは珍しく、数年にして交代している。大網漁は一獲千金の夢を托せるかわりに大損害の危険も大きいため、長くやるものではないと考えて、身代の傾かないうちにそれを資本として、加工業、仲介業、金融業など、より安定した収入を得る道に転身した例が多いためである。丁度彼等の活躍した時期が、村上家が土地を手離し始めた時期にあたり、ここに吾々は、彼等のより安定した資本蓄積の志向対象が土地に求められたと考え、土地の所有高を以てこの時期の階層の指標として捉える根拠とするものである。

走島の研究(I)

次に階層の再編成期を大正時代として三時点(T2, T10, T14)の土地所有高を家系毎に集計し、その平均耕地所有高を以て家系の階層の指標と仮定する。家系の土地所有高は、どの世代を初代にするかによって、家系の構成員が異なり、その土地所有高が異なり、したがって階層も異なる場合がある。そこで二種類の集計方法を取ってその妥当性を検討してゆきたい。第一の集計方法は、直系傍系の縦の血筋にしたがって集計し、各系の頂点に位置し、且つ土地を所有する者を初代とする方法である。便宜上この家系を個別家系と呼ぶことにする。第二は、これらすべての個別家系を派生させるもとになった祖先を初代とし、それに含まれる個別家系の土地所有高を合計して求める方法である。以後これを総合家系と呼ぶことにする。第6表は総合家系の土地所有高の推移とその大正期に於る平均的階層を示したものである。(個別家系の集計表は、その数が総合家系の数倍になるので掲載できない。)これらの家系の土地所有高が、走島村の階層を象徴する指標にするために大正2年の訴訟事件に関係した者の属する家系の土地所有高を階層区分の手がかりにした。この訴訟事件では、壺網漁業権を独占した35名の壺網師とその漁業権を連帯して要求する訴訟を起した14名の連帯側とが明白な階層の相違を示した。吾々は前者が中上層に、後者が中下層に属すると想定して、その家系の土地所有高に次のような階層区分線を設定した。それは上層Ⅲ-2(1町以上)、Ⅲ-1(5反以上)；中層Ⅱ-2(3反以上)、Ⅱ-1(1反以上)；下層Ⅰ-2(5畝以上)、Ⅰ-1(5畝未満)である。第6表は、この基準に基づいて大正時代の総合家系の階層を想定したものである。第7表は、壺網師と連帯側の属する個別家系と総合家系の階層分布を比較したものである。先ず連帯側のⅠ-1層個

第7表 壺網師と連帯側の階層分布

階 層	Ⅲ-2	Ⅲ-1	Ⅱ-2	Ⅱ-1	Ⅰ-2	Ⅰ-1
壺 網 師	(5)	6(8)	5(5)	14(11)	2(3)	5
連 帯 側		(2)		1(1)	1(4)	10(5)

() 内の数字は総合家計の件数を示す。

別家系10件のうち7件が大正時代に全く耕地を所有しなかったことと、2件がⅢ-1層総合家系に属し、兄弟が壺網師側に属することが個別家系の集計表からわかる。したがって連帯側の階層構成は、上層総合家系に属する下層個別家系の者といづれの家系も下層に属する者とならんと云える。壺網師の階層については、総合家系は上層に傾いているのに対して個別家系は下層に傾いている。総合家系32件のうち5件が二人の壺網師の個別家系を含み、その内訳は上層1、中層6、下層3であり、2件が三人の壺網師の個別家系を含み、その内訳は上層2、中層2、下層2である。壺網師の総合家系の階層が上層に傾く理由は、総合家系が複数の壺網師の個別家系を含むためである。壺網師の個別家系が下層に少なくないが、連帯側の夫れと異なる点は、その多くが中上層の総合家系に含まれていることである。

次にこの階層区分法を用いて、階層の再編成がどのように進行したかを検討してみよう。第8表は、壺網師と連帯側の個別家系の¹⁴⁾大正期平均階層と明治24年、昭和15年、昭和25年の階層を比較したものである。壺網師側と連帯側の平均階層によって全般的な傾向をみると、明治から大正にかけて壺網師側は下層(1.9)から中層(3.1)へ上昇したのに対して、連帯側は大正

吉 田 正

第8表 階層の推移

壺 網 師	M24	大正 平均	S 15	S 25	連 帯 側	M24	大正 平均	S 15	S 25
A III (1-1-1)	4(-1)	5	5(0)	5(0)	C II (1-1-2)	3(0)	3	3(0)	4(+1)
A III (1-1-2)	3(-2)	5	3(-2)	3(-2)	C IV (1-1-2)	0(-2)	2	3(+1)	3(+1)
A VII (1-1-1)	3(-2)	5	4(-1)	4(-1)	A II (1-1-1)	1(0)	1	6(+5)	6(+5)
A IX (0-1)	4(-1)	5	5(0)	5(0)	E I (1-2)	1(0)	1	2(+1)	3(+2)
A X VI(1-1-1)	4(-1)	5	5(0)	6(+1)	F IX (1-1-1)	0(-1)	1	5(+4)	4(+3)
D I (1-1-1)	1(-4)	5	6(+1)	6(+1)	A VIII (1-1-2)	0(0)	0	4(+4)	4(+4)
A VI (1-2-1)	3(-1)	4	5(+1)	5(+1)	B V (1-1-1)	0(0)	0	1(+1)	1(+1)
A X (0-1)	0(-4)	4	6(+2)	6(+2)	B V (1-3)	0(0)	0	1(+1)	1(+1)
B IV (1-1-1)	4(0)	4	3(-1)	4(0)	C VIII (1-1-1)	0(0)	0	1(+1)	1(+1)
B VIII (1-1-1)	5(+1)	4	6(+1)	5(+1)	C X III(1-1-2)	0(0)	0	3(+3)	3(+3)
E I (1-1-1-1)	4(0)	4	5(+1)	5(+1)	E VI (1-1-1)	0(0)	0	6(+6)	3(+3)
A II (1-1-2)	2(-1)	3	4(+1)	4(+1)	F IX (1-2)	0(0)	0	3(+3)	4(+4)
A II (1-3)	3(0)	3	4(+1)	5(+2)					
A IV (1-1-1)	3(0)	3	4(+1)	4(+1)					
A V (1-1)	3(0)	3	3(0)	3(0)					
A V (1-2)	2(-1)	3	0(-3)	0(-3)					
A VI (1-2-2)	3(0)	3	3(0)	3(0)					
A X II(1-1)	0(-3)	3	3(0)	4(+1)					
C VI (1-2)	3(0)	3	3(0)	3(0)					
D II (1-1-1)	3(0)	3	0(-3)	0(-3)					
D II (1-1-2)	0(-3)	3	3(0)	3(0)					
D III (1-1-2)	0(-3)	3	3(0)	3(0)					
D IV (1-1-2)	0(-3)	3	3(0)	3(0)					
E II (1-1)	2(-1)	3	3(0)	4(+1)					
E VII (1-2)	0(-3)	3	3(0)	3(0)					
C I (1-1-2)	0(-2)	2	5(+3)	4(+2)					
D I (1-2)	0(-2)	2	6(+4)	6(+4)					
A III (1-2-1)	0(-1)	1	3(+2)	3(+2)					
B III (1-1-1)	0(-1)	1	2(+1)	4(+2)					
B III (1-1-2)	1(0)	1	3(+2)	3(+2)					
D II (1-2-1)	0(-1)	1	0(-1)	2(+1)					
C IV (1-1-1)	2(+2)	0	0(0)	1(+1)					
合 計	62 (-38)	100	111 (+11)	119 (+19)		5 (-3)	8	38 (+30)	37 (+29)
平 均	1.9 (-1.2)	3.1	3.5 (+0.4)	3.7 (+0.6)		0.4 (-0.3)	0.7	3.2 (+2.5)	3.1 (+2.4)

1 = I-1, 2 = I-2, 3 = II-1, 4 = II-2, 5 = III-1, 6 = III-2
 家系番号()内の1=長男, 2=次男, 3=3男, △は養子, 桁数は世代をあらわす。

走島の研究(I)

末まで下層(0.4から0.7)にとどまっている。両方の個別家系の階層を比較すると、この時期に壺網師側が村上家に代って中上層の階層をいち早く形成したことを推測させる。昭和になると壺網師側の平均階層と連帯側の夫れが接近して中層を形成している。このことはもはや連帯側をひとまとまりの階層性を帯びた集団として捉え得ないことを意味する。連帯側に限らず大正期に下層に位置した者は急上昇し、中層の上に出る者が約3分の1に達した。大正昭和期を通して中層であった者は、このために相対的に下位となってここに階層の逆転現象が認められるのである。それにもかかわらず中上層は全体として安定した発展を示しているから、この階層の逆転現象は、大正時代に一度固定した階層の再編成過程としてみるべきであろう。

6

吾々は土地所有高を以て走島の主産業である漁業に於て形成される階層を象徴する指標とみる立場を取ってきたわけであるが、土地そのものが投機の対象として価値づけられ、高度に集積される場合には、ここで検討してきた階層区分基準は意味をなさなくなると考える。第9表は、村上家にかわって飛躍的な土地集積を行なった者の集積過程を示すものである。FⅢ、FⅣは村外者であり、BⅧは金融業者である。彼等は村上家とは違って近代的土地所有権を自由に行使できたにちがいないが、戦後の農地改革がその無制限な進行を阻止したことを物語る

第9表 高度土地集積過程

(単位:町反畝歩)

年 代	M 24	T 2	T 10	T 14	S 15	S 25
FⅢ						
田	2.06	0	0	0	0	0
畑	470.27	510.26	497.08	643.16	200.13	0
宅地	76.00	11.26	11.26	9.18	9.00	2.08
山林	4868.10	5279.23	5109.08	4926.23	2349.25	0
BⅧ(1-1)						
田	4.18	11.21	11.21	6.00	11.21	10.24
畑	70.21	42.12	27.05	42.27	628.27	83.19
宅地	8.07	5.26	4.17	8.10	58.10	71.10
山林	0	21.23	21.23	21.23	38.09	33.09
DⅠ(1-2)						
田					5.12	5.12
畑		6.29	8.02	11.24	587.16	340.18
宅地					5.28	6.07
山林					2367.12	996.17
FⅣ						
田					4.17	4.17
畑					147.08	80.13
宅地					58.20	59.10
山林					5.22	5.22

ている。このことによって土地所有形態にあらわれた昭和期の階層構成が、全体として没落する家系なしに中上層へ平均化してゆく傾向を示したものであると思われるのである。

以上走島村の土地所有形態から階層構造をみると、村上家の没落以後、数度の階層再編成の契機があったことが仮定されるわけであるが、それが具体的にどのようなものであったかは今後の研究を待たねばならない。

註

- 1) 「沼隈郡誌」広島県沼隈郡役所編 S47刊 p. 112, p. 114, p. 116, p. 118 より第1表作成。
- 2) 前掲「沼隈郡誌」p. 232～p. 234 より職業別戸数（大正10年12月31日現在）を参照すれば次の通りである。

職業	農 業	水産業	工 業	商 業	交通業	公務自由業	其他有業者	無職業
本 業	3	173	0	4	0	4	2	1
副 業	173	2	1	6	1	2	2	

- 3) 前掲「沼隈郡誌」p. 222, p. 224 より作成。
- 4) この論文では、家系の「系」を、「家」の觀念にかかわりなく、単に戸籍上の系譜関係の意味に用いる。
- 5) 走島には「村上」姓が多いが、ここで村上家と云う場合は、戸長村長を歴任した村上太才治（久夫）の家系を意味する。
- 6) 第4表中、宅地蘭（M43～）の（+）は、村上家による買いもどしを意味する。
- 7) 蔵内数太著「前集団、現集団、後集団——時間と集団——」『村落構造と親族組織』（喜多野清一博士古稀記念論文集）所収、未来社 S48刊 p. 185 参照。蔵内著「社会学」有斐閣（p. 264）によると、前集団とは「特定の国家的統合に先だって存在し、この統合の要素となりつつも、本来の統一性を何程か保存しているところのものとしての集団」、役割集団とは「国家的統合を前提とし、その機能を担当する人間集団ないし組織」と定義されている。
- 8) 前掲「沼隈郡誌」p. 916 所収。
- 9) 「福山市史一近世編一」福山市史編纂会 S43 刊 p. 104 参照。
- 10) 前掲「福山市史」p. 66 参照。
- 11) 前掲「福山市史」p. 270 参照。
- 12) 前掲「福山市史」p. 511 参照。
- 13) 前掲「福山市史」p. 953 参照。
- 14) 第7表に於て壺網師、連帯側の人数が若干名足りない理由は、土地台帳と戸籍簿で名前を確認できた者についてのみ掲載したためである。

後記 この研究は、昭和49年度文部省科学研究費（一般研究(D)）研究代表者 杉本一郎助教授）、ならびに追手門学院大学文学部社会学科調査実習費の補助によって行なったものである。